

PM 関連業務のガイドライン

平成 27 年 2 月 25 日
内閣府 ImPACT 担当室

1. PM 関連業務の基本的な考え方

PM 関連業務は、PM 業務専念義務の下で、PM 業務に必要と認められる場合、例外的に関連業務として実施することができるとの考え方の下、その手続等を定めている。

PM には、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発に挑戦するための大きな権限と裁量権が認められているが、制度上は PM 業務への専念がその条件と認識する必要がある。

したがって、PM 業務に影響を及ぼさないか（エフォート、マネジメント等）、PM 業務に専念していないとの疑念を招かないか（PM 以外の身分・役職等を得ようとする場合）、PM 関連業務としての有効性・必要性が明確か（必然性、代替困難性等）などに十分留意し、関連業務の可否、形態を考える必要がある。

2. 具体的な PM 関連業務の種類・内容・手続き

関連業務の種類としては、講演、寄稿、委員等の就任などであり、その内容も、PM 実施管理活動における利便性向上、プログラム実施上有効な情報収集・研究資源等の活用など、PM 活動への有効性・必要性が認められる場合に限っている。

また、この場合、業務が複数回に亘らない場合（一日以内一回限り一続きのエフォートで終了等の業務）は、JST の判断で処理することが可能である。ただし、業務が複数日、複数回に亘り、まとまった作業を求められる業務の場合は、内閣府において、必要な確認、承認を実施する。

3. PM 関連業務として取扱うことが不適切な場合

○ PM がプログラム参加機関のアクセス権獲得のために、当該参加機関から特定の身分・役職を得る必要があるとして、PM 関連業務としての整理に無理が生じるケース

（例 1）

PM が、プログラム参加研究機関と直接的な情報交換・施設利用を行うことによって効果的なマネージができるとして、アクセス権を得るために研究開発機関側の身分・役職を得ることを PM 関連業務として申請

→プログラム参加研究機関と緊密な情報交換を行うことは、本来の PM 業務であり何ら問題ないが、相手機関の身分・役職を得る形は、それが単にアクセス権を得るためだとしても適切ではない。

PM がマネージするプログラム参加機関は、PM として常に厳しい判断を行う関係性にあることに留意する必要がある、また、同時に当該相手機関は、PM 関係機関として ImPACT 推進会議の追加承認の対象にもなり得る。

○PM が情報収集のために特定機関の身分・役職を得る必要があるとして、関連業務としての位置付けが整理されないケース

(例 2)

PM が特定機関の情報収集・施設利用を行うことによって、効果的なマネジメントに役立つとして、アクセス権を得るために当該特定機関の身分・役職を得ることを PM 関連業務として申請

→PM 業務の一環として、特定機関の情報収集・施設利用を行うことは何ら問題ないが、当該機関の身分・役職を前提にアクセス権を得る形態は、それが単にアクセス権を得るために、かつ、PM エフォート上問題なくとも、PM 関連業務としては適切でない。

PM は、エフォート上問題ないからと言って、複数機関の身分・役職を増やすことは適切でなく、PM 業務に専念する姿勢を内外に示す必要がある。また、PM が特定機関の身分・役職を兼ねることは、先方機関にとって如何なる利得が生ずるのか、PM は常に考慮した行動が求められる。